

特別講演 2

「透析見合わせの法的問題分析」

東京医科大学腎臓内科、弁護士

○竹口 文博

生命維持のためには透析治療を必要とする患者に対して、患者の要望を医療チームが受け入れて透析を見合わせた場合には、多くの場合 1 か月以内に死亡することになる。死亡結果の表面だけをとらえれば、透析を施行した場合に得られた生命法益侵害の不法行為があるとして、遺族から民事損害賠償請求を受けるおそれがある。

現在の我が国では、透析見合わせについて法的問題を完全に免れることはできない。透析を拒否する患者への透析見合わせは例外的な状況ではなく、そのたびに医療従事者が不安を感じている現状がある。透析見合わせは対象者の早期死亡結果を導くことから慎重に検討すべきことであるが、透析に従事する医療スタッフが安全に業務を遂行するために、どのような要件が満たされれば透析見合わせが適法と認められるのかを考える必要がある。これに対する立法不備の現状を受けて適法要件についての法的に分析した。

患者には医療行為を受けるか受けないかの決定権がある。透析見合わせは、それが患者の真意に基づくものである限り、自己決定権の一内容としての透析拒否権の行使として適法と考えられた。他方で、透析見合わせが人の生命という極めて重大な法益を失わせる効果を持つことを考慮すると、透析見合わせ方針で患者と医療者が合意した場合でも、あくまでその時点での一時的な合意であり、患者が透析見合わせを撤回して透析施行の希望を述べた場合には、医療者側はこれを受け入れて速やかに透析を施行すべきことが示唆された。

透析見合わせが問題になった裁判例において、裁判所は、原告、被告双方の主張に対し、カルテから認められる事実を積み上げて主張の成否を判断していたと考えられたことから、あわせて、透析見合わせや透析再開の方針決定過程をカルテに都度記載することが重要と考えられた。